

郵便による証明書等の交付申請に係る取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、戸籍及び除かれた戸籍の謄本・抄本又は記載事項証明書、身分証明書、独身証明書並びに住民票の写し、記載事項証明書、及びその他証明書等（以下「証明書等」という。）の交付申請のうち、郵送によるものにつき、プライバシー侵害・差別行為等不当な目的に利用されることを防止するため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号、以下「住基法」という。）並びに戸籍法（昭和22年法律第224号）に定めるものの他、交付事務等取り扱いに関し必要な事項を定める。

（申請の方法）

第2条 郵送により申請する場合は、申請書に次の各号の必要書類を添えて提出しなければならない。

- （1）申請者の本人確認書類の写し（別表）
- （2）申請者の電話番号
- （3）証明手数料相当額の定額小為替
- （4）返信用封筒及び切手
- （5）その他証明となる資料

2 申請者は、前項の申請書及び必要書類を郵送することにより、証明書等の交付を申請することとする。ただし、電話など郵送以外の方法による交付申請は不可とする。

3 第1項第4号に定める返信用封筒の宛先は、次のとおりとする。

- （1）個人による申請の場合は、宛名は必ず申請者とし、住所は原則申請者の住民登録地とする。ただし、住民票コード確認書、及び住民票コード又は個人番号が記載された住民票の写し等を除き、申請者の公的な本人確認書類（別表1又は2）が添付されている場合のみ、住所に限り変更することができる。
- （2）法人等の団体による申請の場合は、交付時の送付先は申請書記載の住所と法人名とする。

4 国・地方公共団体その他公的機関から、公的利用の為の交付手数料免除に

よる交付申請があった場合、法令(加古川市手数料条例を含む)その他に定めるところにより免除する。ただし、公印の押印がない申請書による申請には応じられないものとする。

(証明書等交付)

第3条 前条に則った請求により、申請書と証明書等の記載内容が一致する場合は、それを直ちに交付する。

2 交付は、手数料その他必要書類等が全て揃わなければ行うことが出来ない

3 申請書と証明書等の記載内容が一致しない場合は、次の各号により取り扱うものとする。

(1)「番」「号」「番地」「番地の」「マンション名」等の記載が、省略又は記号等で表現されたものは、記載があるものとして扱う。

(2)「町名」「大字」「丁目・番・号・番地の・部屋番号に係る数字」の部分に記載漏れまたは誤記があり、住所の特定が出来ない場合は交付しない。

(3)請求に係る者の氏名の記載に誤りのある場合、交付しない。ただし、住民票の写しまたは記載事項証明の申請において、戸籍届等の理由により転入と同時に氏名が変更された場合、前住所地の除票の写しをつけることによって氏名が正しく記載されたものとみなす。

(4)請求に係る者の附票・又は前住所地での除票に方書が記載されない場合、当該書類の写しをつけることによって方書の記載を省略することが出来る。

(手数料の返還)

第4条 第3条第3項の理由その他により、交付が出来ない申請については、その理由を明記して、同封の返信用封筒及び切手を使用し、送付物を全て返送する。

2 手数料の返還は、特別な場合を除き定額小為替で行う。また、一度徴収した手数料は、原則返還しない。

3 郵送料金その他申請に要する諸費用は、全て申請者が負担する。

(発送の確認)

第5条 電話等により郵送申請物の処理・発着状況を確認する場合は、下記の事項を相手方が申し出ることによって回答することとする。ただし、回答は当

該申請者のみに行うことができる。

(1) 申請者の氏名・住所

(2) 請求した対象者の氏名及び住所または本籍

(3) 請求した証明書及び通数、投函した日付

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月2日から施行する。

別表（第2条関係）

本人確認できる書類		
1	写真のある公の機関が発行した資格証明書で1点でよいもの	個人番号カード、運転免許証、旅券、船員手帳、海技免状、戦傷病者手帳、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員）、無線従事者免許証、身体障害者手帳、療育手帳、官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人等の職員の身分証明書（生年月日のあるもの）、在留カード（顔写真入りのもの）、特別永住者証明書（顔写真入りのもの）、住民基本台帳カード（顔写真入りのもの）、またこれらと同等の書類
2	写真のない公の機関が発行した資格証明書で1点でよいもの	納税通知書、健康保険の被保険者証又は資格確認書、各種年金証書（手帳・基礎年金番号通知書）、恩給証書、介護保険被保険者証、生活保護受給者証、各種医療証、住民基本台帳カード（顔写真の無いもの）、またこれらと同等の書類

3	2点必要なもの	社員証及び学生証、預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、診察券、消印のある本人宛郵便物、各種会員証、またこれらと同等の書類
---	---------	---